



123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年8月17日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
こはる薬局桃井町	富山市桃井町2丁目3-8	精神通院医療		令和2年8月1日

### 富山県告示第372号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年8月17日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
たんぽぽ薬局常盤町店	滑川市常盤町622番地	精神通院医療		令和2年8月1日

### 富山県告示第373号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年8月17日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
北林クリニック	射水市戸破1704-1	精神通院医療		令和2年8月1日

## 公 告

## 機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第13条で準用する同規則第 2 条の規定により公示する。

令和2年8月17日

富山県公安委員会委員長 麦野 英順

## 1 講習実施日

令和2年10月27日（火）から29日（木）までの3日間

## 2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

## 3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

## 4 講習定員

10人

## 5 事前受付の期間及び受付先

## (1) 期間

令和2年9月14日（月）から9月18日（金）までの午前8時30分から午後5

時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和2年9月28日(月)から10月2日(金)までの午前9時から午後4時までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(写真の貼付けが必要)

9 受講手数料

39,000円(受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。)

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 講習の委託先

富山県富山市大泉町一丁目1番10号 ヤクルトビル

一般社団法人 富山県警備業協会

11 その他

(1) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。

(2) 受講者は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。

なお、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する可能性がある。

12 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

**警備員指導教育責任者講習の実施について**

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

令和 2 年 8 月 17 日

富山県公安委員会委員長 麦野 英順

## 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

## (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和 2 年 10 月 1 日（木）から 9 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の 7 日間
追加取得講習	令和 2 年 10 月 6 日（火）から 9 日（金）までの 4 日間

## (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和 2 年 10 月 19 日（月）から 23 日（金）までの 5 日間
追加取得講習	令和 2 年 10 月 22 日（木）、23 日（金）の 2 日間

## (3) 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講 習	実 施 期 日
新規取得講習	令和 2 年 10 月 19 日（月）から 23 日（金）までの 5 日間
追加取得講習	令和 2 年 10 月 22 日（木）、23 日（金）の 2 日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和2年10月19日（月）から23日（金）までの5日間
追加取得講習	令和2年10月22日（木）、23日（金）の2日間

## 2 実施時間

### (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

### (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については10月23日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

## 3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

## 4 講習定員

1号業務15人、2号業務、3号業務及び4号業務各10人

## 5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

### (1) 新規取得講習

#### ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該

警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講 習	事 前 受 付 期 間
1号業務	令和2年8月24日(月)から8月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

2号業務	令和2年9月14日（月）から9月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
3号業務	
4号業務	

## (2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
（電話076-441-2211・内線3045）

## (3) 留意事項

事前受付は先着順とし、受付期間内であっても、定員に達した場合はその時点で受付を締め切る。

## 7 受講申込みの受付期間及び受付先

## (1) 受付期間

講 習	申 請 受 付 期 間
1号業務	令和2年8月31日（月）から9月4日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和2年9月14日（月）から9月18日（金）までの午前9時から午後4時までの間

## (2) 受付先

富山県内の各警察署

## 8 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級

検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

### (3) 受講手数料

#### ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

#### イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

#### ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

#### エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認

めない。

## 9 講習の委託先

富山県富山市大泉町一丁目1番10号 ヤクルトビル

一般社団法人 富山県警備業協会

## 10 その他

- (1) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (2) 受講者は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。

なお、発熱者や体調不良者等については、受講を認めない。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する場合があります。

## 11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)